



長野県報

12月7日(月)
平成21年
(2009年)
第2123号

目次

告示

土地収用法に基づく事業の認定(企画課土地対策室).....	1
救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定(医療政策課).....	2
障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定(健康づくり支援課).....	2
障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の名称及び所在地の変更の届出(健康づくり支援課).....	2
障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退(健康づくり支援課).....	3
中小企業融資規程の一部改正(経営支援課).....	3
森林法に基づく保安林の指定(森林づくり推進課).....	3
保安林予定森林にする旨の通知(森林づくり推進課).....	3
電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づく電線共同溝を整備すべき道路の指定(道路管理課).....	3
平成21年長野県公安委員会告示第49号(銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の診断を行う医師の指定)の一部改正(生活安全企画課).....	3
銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項の診断を行う医師の指定(生活安全企画課).....	4

公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(生活文化課NPO活動推進室).....	4
県営土地改良事業の施行に伴う換地計画の縦覧(農地整備課).....	4
一般競争入札(建設政策課).....	4
一般競争入札(経営企画課).....	5
正誤(経営企画課).....	6



長野県告示第556号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成21年12月7日

長野県知事 村井 仁

- 1 起業者の名称
青木村
- 2 事業の種類
(仮称)青木村歴史文化資料館建設事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
小県郡青木村大字田沢字宿海道地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 法第20条第1号要件(収用適格事業)

(仮称)青木村歴史文化資料館建設事業(以下「本件事業」という。)は、法3条第32号に掲げる地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に該当することから、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号要件(起業者の意思と能力)

本件事業の起業者である青木村は、事業遂行について必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行するための十分な意思と能力を有している。

(3) 法第20条第3号要件(事業計画の公益性)

ア 本件事業の施行により得られる利益

青木村では、歴史的文化資料等の保護、関係資料の収集、整備等を積極的に進めており、現在、江戸時代の百姓一揆に関連した義民資料など、2,000点以上に及ぶ資料を保有している。これら資料は青木村文化会館内に設置された『義民資料室』等において、保管、展示されているが、展示スペースが狭いいため、資料等の一部しか展示できない状況にある。また、資料の保管スペースも十分に確保できないことから、これらを一括して保管、管理することができず、村内各所に散在する状態となっている。

本件事業は、これらの課題を解決するため、新たに適正な

規模の用地を確保して歴史文化資料館を整備するとともに、村保有の有形文化財等の歴史的文化資料を保管、展示することにより、その活用を図るものである。

本件事業の施行により、歴史・文化的価値の高い資料や文化財の集積・保存による地域文化の継承が図られるとともに、これら資料の常設展示の実施による村民の文化財等への理解の増進、歴史学習活動の推進が期待されると認められる。

イ 本件事業の施行による影響

起業地に隣接する民家は無く、周辺は図書館の他、畑、道路、河川に囲まれた場所であることから、本件事業の施行による周辺地域住民の生活環境への影響は少ないと認められる。

ウ 比較衡量

アで述べた本件事業の施行により得られる利益とイで述べた本件事業の施行による影響を比較衡量した結果、前者が優越すると認められることから、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件(土地を収用する公益上の必要性)

ア 本件事業を早期に施行する必要性

現在の歴史的文化資料の展示スペースが狭あいで、村保有の文化財、研究調査資料、土器、農耕具などの一部しか展示することができない他、地域文化の継承を図ることを目的とした各種研究会・講座等の開催に必要な場所も確保されておらず、喫緊の課題となっている。また、保管スペースの確保も十分でなく、資料の一元的かつ適正な管理が困難となっていることから、資料の流失や紛失、破損が懸念されており、これらの状況を早期に解消する必要がある。

また、本事業は、平成13年に策定された「第四次青木村長期振興計画」の後期基本計画(事業計画年度 平成19年度～平成23年度)及び、同計画に基づき策定された平成21年度を事業計画年度とする青木村歴史文化資料館建設事業計画に掲げられており、早急かつ計画的な実施が必要である。

以上のことから本件事業は早期の整備が必要と認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地及び収用地の範囲は、本件事業のために必要な面積に限定されており、適正かつ合理的な規模であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

ウ 収用する公益上の必要性

以上を考慮すれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

青木村文化会館

企画課土地対策室

長野県告示第557号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

平成21年12月7日

長野県知事 村井 仁

名称	所在地	認定の有効期限
東口病院	長野市栗田356番地1	平成24年12月6日

医療政策課

長野県告示第558号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成21年12月7日

長野県知事 村井 仁

精神通院医療

医療機関の名称	所在地	指定した年月日
あいケア薬局本郷駅前店	長野市三輪3-14-7	平成21年11月1日
ヒラサワ薬局	伊那市境1069	平成21年11月1日
医療法人じせい会小田切医院	中野市中央3-4-16	平成21年12月1日
須坂あすなろ薬局	須坂市北原町559-54	平成21年12月1日
吉田ファミリー薬局	中野市吉田1049-1	平成21年12月1日
ニチイケアセンターこさと訪問看護ステーション	上田市上野60-7	平成21年12月1日

健康づくり支援課

長野県告示第559号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称及び所在地の変更があった旨の届出がありました。

平成21年12月7日

長野県知事 村井 仁

精神通院医療

変更前の医療機関の名称及び所在地	変更後の医療機関の名称及び所在地	変更した年月日
有限会社 ナベリン・ファーマシー 松本市中央3-6-21	株式会社 ナベリン・ファーマシー 松本市中央3-6-21	平成21年9月25日

健康づくり支援課

長野県告示第560号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

平成21年12月7日

長野県知事 村 井 仁

医療機関の名称	所在地	辞退予告期間 終了年月日
スター薬局大豆島店	長野市大字大豆島1938-5	平成21年 9月30日
ヒラサワ薬局	伊那市境1069	平成21年 10月31日

健康づくり支援課

長野県告示第561号

中小企業融資規程（昭和52年長野県告示第176号）の一部を次のように改正し、平成21年12月1日以降の貸付けに係る貸付金から適用します。

平成21年12月7日

長野県知事 村 井 仁

別表の中小企業振興資金の項中「2.00%」を「1.90%」に改める。

経営支援課

長野県告示第562号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林に指定します。

平成21年12月7日

長野県知事 村 井 仁

- 保安林の所在場所
松本市大字中山字北ノ入3955の22
- 指定の目的
干害の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第563号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成21年12月7日

長野県知事 村 井 仁

- 保安林予定森林の所在場所
岡谷市長地字常現寺長久保6354の38
- 指定の目的
水源のかん養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び岡谷市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第564号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定します。

平成21年12月7日

長野県知事 村 井 仁

道路の種類	路線名	区間
県道	諏訪白樺湖小諸線	小諸市相生町2丁目2番の1地先から 小諸市荒町1丁目4番の4地先まで
県道	八幡小諸線	小諸市相生町1丁目3番の7地先から 小諸市相生町1丁目3番の1地先まで

道路管理課

長野県公安委員会告示第53号

平成21年長野県公安委員会告示第49号（銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（昭和53年長野県公安委員会規則第7号）第9条第1項の規定により、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第12条の3の診断を行う医師の指定）の一部を次のように改正します。

平成21年12月7日

長野県公安委員会委員長 安藤博仁

本則中「第9条第1項」を「第9条第2項」に改め、本則の1の表中「第5条第1項第2号」を「第5条第1項第3号」に、「第5条の2第3号」を「第8条第3号」に、「第5条第1項第3号及び

第4号」を「第5条第1項第4号及び第5号」に改める。

生活安全企画課

長野県公安委員会告示第54号

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（昭和53年長野県公安委員会規則第7号）第9条第1項の規定により、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条の3第2項の診断を行う医師を次のとおり指定しました。

平成21年12月7日

長野県公安委員会委員長 安藤博仁

1 指定を受けた医師の氏名、勤務する病院等の名称及び所在地

氏名	勤務する病院等	
	名称	所在地
丸山哲弘	まるやまファミリークリニック	飯田市大瀬木1106番地2
天野直二	国立大学法人信州大学医学部附属病院	松本市旭3丁目1番1号

2 指定年月日

平成21年12月4日

3 指定期間

3年

生活安全企画課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成21年12月7日

長野県知事 村井仁

1 申請のあった年月日

平成21年11月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人障害者サポートクラブゆめ

3 代表者の氏名

岸本利之

4 主たる事務所の所在地

須坂市望岳台10番地の9

5 定款に記載された目的

この法人は、障害児者と高齢者、そしてその人たちに係わる人達及び地域の人達に対し、スポーツ活動、余暇活動、文化活動、研修会、講習会、広報活動等を実施し、生活に必要な支援体制を構築し福祉の向上に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

茅野市における県営御柱の里地区大沢換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第10項の規定により、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成21年12月7日

長野県知事 村井仁

1 縦覧に供する書類

県営御柱の里地区大沢換地区土地改良事業換地計画書の写し

2 縦覧の期間

平成21年12月8日から平成22年1月12日まで

3 縦覧の場所

茅野市役所

農地整備課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年12月7日

長野県諏訪建設事務所長 八幡義雄

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品及び数量

電子広幅複合機 一式

(2) 物品の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成22年1月1日から平成26年12月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 納入場所

諏訪市上川一丁目1644-10

長野県諏訪建設事務所

(5) 入札方法

1月当りの賃借料について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則